

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和元年 5 月 16 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 調達内容

- (1) 業務名
未利用県有地売却に関する企画提案業務
- (2) 業務の仕様
未利用県有地売却に関する企画提案業務委託仕様書に記載のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
委託財産 2 物件に係る基礎報酬の総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条の規定に基づく免許を受けている者であること。
- (3) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者であり、かつ広島県内に本店、支店又は営業所等を有する者で、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (4) 本件調達に係る業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせることなく履行できる者であること。（ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 入札手続等

- (1) 未利用県有地売却に関する企画提案業務委託業者募集要領（以下「募集要領」という。）の交付場所、交付期間及び入手方法
 - ア 交付場所
〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県総務局財産管理課県有地販売促進グループ（広島県庁舎本館 3 階）
電話（082）513-2305 ファクシミリ（082）224-1235
 - イ 交付期間
令和元年 5 月 16 日（木）から令和元年 6 月 17 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取るか、広島県ホームページからの電子ファイルのダウンロードによること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、募集要領に明記されている入札参加申込書及び必要な添付書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和元年6月17日(月)午後5時15分まで

エ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。)による。ただし、郵送による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和元年6月19日(水)までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札日

令和元年6月27日(木)

イ 入札時間

午後2時00分

ウ 場所

広島市中区基町10番52号
広島県庁舎本館403会議室

エ 入札書の提出方法

当日、入札会場において配付、提出する。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格以上で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加申込書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

詳細は、未利用県有地売却に関する企画提案業務委託業者募集要領による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局財産管理課県有地販売促進グループ（広島県庁舎本館3階）

電話（082）513-2305 ファクシミリ（082）224-1235